

千葉県告示第81号

千葉州市税条例（昭和49年千葉市条例第6号）第5条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2又は同条例第15条に定める個人の市民税に係る申告のうち、令和3年3月15日に期限が到来するものについては、その期限を同年4月15日とするので、同条例第5条第2項により告示します。

令和3年2月12日

千葉市長 熊谷俊人